

(平成23年2月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 25 件

厚生年金関係 25 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 7 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、申立期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年5月1日から同年8月21日まで

昭和20年8月15日、A社B支社で昼休みに天皇陛下の玉音放送を聞いた。職場は海辺近くにありC港が見えて、その日のうちに戦艦3隻が入港し、隣の航空隊から、17、18日頃玉砕のため戦闘機の製造の依頼があったことを記憶している。同年8月24日に列車の切符が手に入り、C駅からD町へ帰省しており、同年8月20日まで当該事業所に間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社B支社における被保険者資格喪失日は昭和20年5月1日となっているが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日の記録が無い。

しかしながら、申立人は、「所属していたA社B支社のE工場は昭和20年6月10日のF区方面の空襲を免れ、終戦時まで忙しく、毎日残業していた。」「当該事業所で玉音放送を聞いた。」と供述しているところ、これらの供述は、終戦以降も当該事業所に勤務していた同僚の回答と一致していることから、申立人は、申立期間において当該事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立人が氏名を記憶している社員寮が一緒に同年齢であったとする同僚は、終戦以降も当該事業所での厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。

さらに、申立人は、「給与締め日である昭和20年8月20日まで勤務し、タイムカードを打刻して退職した。」「遅配されていた昭和20年8月分給料をA社B支社へ受取に行った時に、労働者年金保険被保険者手帳記号番号通知票を渡され、次に勤めている事業所に提出するように説明を受けた。」と供述しており、終戦以降も厚生年金保険被保険者記録のある多数の同僚も、当該事業所の退職時に申立人と同じく労働者年金保険被保険者手帳記号番号通知票を渡

され、年金についての説明を受けたと回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和20年8月21日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和20年4月の社会保険事務所（当時）の記録から80円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月3日とし、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月31日から同年4月3日まで

昭和50年1月7日にA社に入社し、同年4月2日まで勤務したのに、年金記録のお知らせでは、同社における被保険者期間は同年3月31日までとなっており、1か月の食い違いがあった。当時の記録を調べたところ、給与明細書と給与袋が見つかり、私の記憶と一致していたので、年金記録の訂正を申し立てる。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持するA社の昭和50年1月分から4月分までの給与明細書及び申立人が所持する日記兼家計簿の記載に基づく申立人の供述から、申立人は同年4月2日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、複数の同僚が、A社では厚生年金保険料は当月控除であったと供述している上、上記の3月分の給与明細書により、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できることから、当該保険料は申立期間の厚生年金保険料であると考えるのが自然である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の上記給与明細書の保険料控除額から5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）  
に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が  
無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成12年11月1日から13年7月1日までに係る標準報酬月額の記事については、12年11月から13年5月までは28万円、同年6月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年7月から13年6月まで

A社に平成11年3月から14年1月まで勤務していたが、ねんきん定期便で確認したところ、12年7月から13年6月までの12か月間の標準報酬月額が19万円になっていた。

申立期間については、30万円の固定給をもらっていたので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成13年3月1日から同年7月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額は、A社から店舗に関する営業を譲り受けたB社に保管されていた申立人の同年3月から同年6月分の給与支給明細書で確認できる厚生年金保険料控除額から、同年3月から同年5月までは28万円、同年6月は30万円に訂正することが妥当である。

また、申立期間のうち、平成12年11月1日から13年3月1日までの期間について、申立人から提出された12年11月及び同年12月分の申立人名義の預金通帳から確認できる給与振込額が、上記の給与支給明細書で確認できる「銀行振込額」と近似していることから判断すると、当該期間についても上記給与明細書で確認できる厚生年金保険料が控除されていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成12年11月から13年2月までは28万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、元事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成12年7月1日から同年11月1日までの期間については、給与支給明細書が無い上、預金通帳において当該期間の給与振込額を確認することができない。

また、A社は平成15年に解散しており、同社から店舗に属する営業のみを譲り受けたB社にも当時の資料が残されていないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 1595～1615（別添一覧表参照）

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、その主張する標準賞与額（〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成19年12月20日の標準賞与額の記録を〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

#### 2 申立内容の要旨

申立期間：平成19年12月20日

平成19年12月20日にA社から〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）の賞与が支給されたが、厚生年金保険の記録は〈標準賞与額（訂正前額）〉（別添一覧表参照）になっている。源泉徴収簿からも〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照）に相当する保険料が控除されているので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年分の所得税源泉徴収簿から、申立人は、同年12月20日支給分の賞与において、その主張する報酬月額（〈標準賞与額（あっせん額）〉（別添一覧表参照））に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により賞与額を〈標準賞与額（訂正前額）〉（別添一覧表参照）として賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出したことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月20日の標準賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

（注） 同一事業主に係る同種の案件21件（別添一覧表参照）



別添

一 覧 表

番号	氏名	基礎年金番号	性別	生年	住所	標準賞与額 (あつせん額)	標準賞与額 (訂正前額)
1595			男	昭和30年生		100万 円	10万 円
1596			男	昭和26年生		40万 円	4万 円
1597			男	昭和19年生		70万 円	7万 円
1598			男	昭和30年生		45万 円	4万 5,000円
1599			男	昭和34年生		55万 円	5万 5,000円
1600			男	昭和24年生		58万 円	5万 8,000円
1601			男	昭和34年生		45万 円	4万 5,000円
1602			女	昭和50年生		50万 円	5万 円
1603			男	昭和28年生		80万 円	8万 円
1604			男	昭和23年生		55万 円	5万 5,000円
1605			女	昭和24年生		40万 円	4万 円
1606			男	昭和53年生		50万 円	5万 円
1607			男	昭和54年生		50万 円	5万 円
1608			女	昭和27年生		40万 円	4万 円
1609			男	昭和39年生		45万 円	4万 5,000円
1610			女	昭和35年生		40万 円	4万 円
1611			男	昭和44年生		45万 円	4万 5,000円
1612			男	昭和46年生		40万 円	4万 円
1613			男	昭和51年生		35万 円	3万 5,000円
1614			男	昭和47年生		5万 円	5,000円
1615			男	昭和45年生		40万 円	4万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和36年5月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年5月31日から同年6月8日まで

私は、昭和29年4月1日にA社D支店に入社し、60歳の定年まで勤務した。その間転勤はあったが、定年まで途切れることなく勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びB社の人事表に基づく回答から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（A社E支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の人事担当者は、「申立人は通常勤務の正社員である。弊社では厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失等の届出は、異動発令日に基づき行っている。本件については昭和36年5月31日が異動の基準日となる。」旨回答していることから、A社C支店における資格取得日を昭和36年5月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和36年6月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から48年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から48年5月まで  
母親が昭和40年1月頃に加入手続をして、両親の分と一諸に町内会の集金で納付していた。申立期間が未加入、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、その母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和52年2月28日と記載されており、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致していることから、申立期間は未加入期間と考えられ、申立人に対して同市役所による保険料の徴収は行われなかったものと推認できる。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳以外に受け取った記憶が無いと述べており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から56年11月まで  
大学を卒業し大学院生になったので、自分でA市役所B支所へ行って、国民健康保険の加入と同時に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は国民健康保険料と一緒に納付したと思う。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間当時の記憶が曖昧であるなど、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A市において、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が見受けられないことから、申立期間は未加入期間で保険料を納付できない期間であり、同市役所から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した事実を裏付ける関係人の証言も得られないことから、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から同年7月まで

昭和47年4月頃にA市役所B支所で国民年金の加入手続をして、保険料は毎月納付した。同年8月頃に口座振替の手続のため市役所へ行った際、申立期間の保険料を支所で納付していたことを伝えなかったため、資格取得日が同年8月26日になっているのだと思う。申立期間が未加入とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和47年4月頃A市役所B支所で加入手続をして、保険料は毎月納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号は同年9月頃に払い出されており、同年8月26日が資格取得日となっているほか、申立人が所持している国民年金手帳は同年9月16日に発行されており、昭和47年度国民年金印紙検認記録の7月欄に「本月以前納付不要」のゴム印が押されていることから、申立人の国民年金加入手続は当該時期に行われたものと考えられ、申立期間は未加入期間であり、A市から申立人に対して、国民年金保険料の徴収は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、現在所持している1冊の国民年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から同年12月まで  
昭和59年頃、市役所から国民年金加入のお知らせが届き、母親が加入手続を行った。保険料は毎年まとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と短期間であるが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母親に聴取しても申立期間当時の記憶が曖昧であるため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人の国民年金の加入手続は昭和62年2月28日に行われたことが確認できる上、申立期間直後の60年1月から61年3月までの国民年金保険料が62年4月30日に過年度納付されていることが確認できることから、国民年金の加入手続を行った時点で、遡って納付可能な国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、現在所持している2冊の年金手帳（三制度共通。昭和61年4月以降に使用）以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 4 月 1 日から 40 年 8 月 11 日まで  
昭和 40 年 10 月に結婚し、脱退手当金支給日の同年 11 月 12 日頃には、A 市で生活していたので、B 社の在った C 市には誰も住んでいない。脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた B 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者期間が 2 年以上の女性 61 名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、42 名について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち 35 名が資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、同日に支給決定されている者が複数確認できることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 40 年 11 月 12 日に支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 10 月 1 日から 33 年 8 月 31 日まで

A社に昭和 30 年 10 月から勤めていたが、母親の体調が悪くなり、家業の蚕業を手伝うため、33 年 8 月に退社した。母親の体調が回復すれば再就職するつもりであったが、退社後、家業を手伝っていたところ、親に勧められ結婚することとなった。退社の際には退職金など受け取っておらず、脱退手当金も受け取った記憶が無いので、脱退手当金支給記録を取り消し、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 33 年 12 月 3 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できないことから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月1日から平成2年10月1日まで  
昭和53年11月1日から平成6年6月20日までA市内にあったB社（現在は、C社）の工場で勤務した。しかし、昭和63年10月から平成2年9月までの標準報酬月額が、その前後の標準報酬月額よりも低くなっている。勤務状況等に変化は無く、報酬月額が大幅に変動した記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和63年10月1日から平成元年10月1日までの期間については、オンラインの記録によると、申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、随時改定により同年10月17日付けで、昭和63年10月1日まで遡って20万円に引き下げられているが、当該期間においてB社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚には、申立人のように標準報酬月額が12か月遡って訂正されている者はいないことが確認できる。

しかしながら、C社は、「定年となる58歳以降は降給する定めであった。申立人の給与額は定年後の継続雇用により昭和63年7月に給与改定（降給）されたが、それに伴う届出をしていなかったため、平成元年の届出において、昭和63年10月1日まで遡った届出をしたのではないかと思われる。」と回答しており、申立人の標準報酬月額に係る訂正が給与支給の実態に即した処理であったことがうかがえる。

なお、B社が、昭和60年3月29日付けでD労働基準監督署に提出した就業規則変更届の写しにより、同社では退職年齢がそれまでの55歳から58歳に引き上げられたことが確認できる。

また、申立期間以降においてB社で58歳となった複数の同僚は、標準報酬月額が引き下げられていることが確認できる。

申立期間のうち、平成元年10月1日から2年10月1日までの期間について

は、元年10月1日から適用される定時決定により、標準報酬月額が20万円とされていることが確認できる。

また、C社は、「申立期間の資料は無く、当時の担当者もいないため不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 1617

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 2 月 1 日から 10 年 2 月 28 日まで

私は、A社の代表取締役をしていたが、申立期間当時はB社が実質的経営をしていて、私は名前だけの社長であった。その間の給与は59万円であったが、標準報酬月額が9万2,000円になっている。当時、経理はB社の経理担当者が行っていたので、何故に私の標準報酬月額が給与額に見合っていないのか分からない。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、商業登記簿謄本によりA社の代表取締役として在籍していることが確認できる。

また、オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年2月28日の後の同年3月11日付けで、9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる

しかしながら、社会保険事務所（当時）が保管する滞納処分票により、A社は、平成6年6月分から10年2月分までは保険料の滞納が続いており、申立人に対して滞納保険料の納付催促が行われていたことが確認できる。

さらに、B社の元代表取締役は、「A社と事務上の関係は無く、同社の社会保険関係の手続は同社自らが行っていた。」と証言しているところ、申立人も、「社会保険手続は自身が行っていた。事業主印も手元に所持していた。」と供述していることから、申立人が、代表取締役として申立期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正について関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 1618

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から 45 年 7 月 1 日まで  
昭和 44 年 8 月に A 社（現在は、B 社）に入社し、B 社に社名変更された後も 47 年 1 月まで勤務していた。提出した写真のとおり、野球部に所属して勤務していたが、44 年 8 月から 45 年 6 月までの厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において A 社に勤務していたと申し立てている。

また、オンライン記録によると、申立人の A 社における資格取得日は、昭和 45 年 7 月 1 日となっているところ、申立人が同社を紹介されたとして名前を挙げた同僚は、同社において 44 年 12 月 1 日に資格取得している上、「資格取得日は、入社時期とおおむね一致している。」と供述しており、他の複数の同僚も同様の供述をしている。

さらに、昭和 45 年 3 月 5 日に資格取得している同僚は、「申立人は自分より後に入社した。」と供述している。

加えて、同僚の一人は、「入社してから 3 か月後に正社員となった。」と供述しており、また、当時の総務部長は、「当時、A 社では、1 か月程度の試用期間があった。」と供述している上、B 社の事業主は、「当時の資料は保存されておらず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岐阜厚生年金 事案 1619

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 12 月から 12 年 3 月まで  
② 平成 12 年 4 月から 13 年 12 月まで  
③ 平成 15 年 6 月から 16 年 3 月まで

A社で勤務した平成 11 年 12 月から 12 年 3 月までの期間及びB社で勤務した同年 4 月から 13 年 12 月までの期間の給与は、給与明細書によるとそれぞれ約 18 万円であったにもかかわらず、厚生年金保険料として 8,501 円が控除され、標準報酬月額が 9 万 8,000 円になっている。また、C社(現在は、D社)で勤務した 15 年 6 月から 16 年 3 月までの期間の給与は、給与支払明細書によると平均して約 15 万円であったのに、厚生年金保険料として 8,980 円が控除され、標準報酬月額が 11 万 8,000 円になっている。申立期間について、実際の報酬月額に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、オンライン記録によると、申立人のA社における当該期間に係る標準報酬月額は、平成 11 年 12 月 1 日の被保険者資格取得時決定において 9 万 8,000 円とされていることが確認できる。

また、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが確認できるが、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人のB社における当該

期間に係る標準報酬月額は、平成12年4月1日の被保険者資格取得時、同年10月及び13年10月の定時決定において9万8,000円とされていることが確認できる。

また、申立人から提出された当該期間に係る給与明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが確認できるが、当該給与明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

申立期間③について、オンライン記録によると、申立人のC社における当該期間に係る標準報酬月額は、平成15年6月16日の被保険者資格取得時決定において11万8,000円とされていることが確認できる。

また、申立人から提出された当該期間に係る給与支払明細書によると、申立人は、上記の標準報酬月額を超える額の給与の支給を受けていたことが確認できるが、当該給与支払明細書の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額と一致していることが認められる。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 64 年 1 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日まで  
A 社（現在は、B 社）に勤務していた期間のうち、昭和 64 年 1 月 1 日から平成 14 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が誤っている。この期間の一部について給料支払明細書を持っているので、申立期間の標準報酬月額を正しく訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社で勤務していた申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額又は実際に支給されていたと認められる報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間のうち、平成 4 年 2 月、6 年 9 月、7 年 4 月から同年 8 月までの期間、同年 10 月、8 年 1 月、同年 5 月、同年 9 月、9 年 6 月及び同年 7 月、10 年 2 月、同年 4 月及び同年 5 月、同年 7 月、12 年 4 月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人から提出された当該期間の給料支払明細書の写しから確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていることが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、上記以外の期間については、厚生年金保険料控除額を確認できる給料支払明細書等の資料は無い。

さらに、B 社は、当時の賃金台帳等関連資料が残されていないと回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、オンライン記録上の申立人の当該期間における標準報酬月額は、遡

及して引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。